



住民ひとり一人の暮らしに寄り添う行政の心を! 住民の暮らしを守り、福祉の増進が行政本来の仕事です。

- 名張市は財政難を理由に、行政の仕事を地域まちづくりに担わせています。併せて、財源確保の為に、家庭ゴミ袋の有料化、公共施設使用料の値上げや固定資産税の増税を行いました。住宅団地の公共下水道移管負担金、分担金の徴収も十分な住民合意がないままに行われています。それでも、財政難は改善できず、「財政非常事態宣言」は出されたままです。
- 市財政の健全化を掲げる市長の下、「市民からいかにしてお金を徴収するか」が職員の仕事になっているように感じます。

1. 市税の事情に応じた修正を伝えず、滞納処分としての差し押さえを強行しています。

「年金を差し押さえされ、生活に困る」という相談があり調査したところ、相談者は市民税の修正申告が可能で、納税額が減額になることが分かりました。しかし名張市からは、督促、催告、差押予告が郵送されるだけで、事情に応じた修正申告など伝えていませんでした。高すぎる国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は年金生活で限界にきています。機械的な事務作業で暮らしに脅かされる事態です。

修正等は市民の申告がなければ、適用されません。しかし市民がみな制度に精通している訳ではありません。市は住民の暮らしに寄り添う相談と対処をするべきです。

2. 不適当な固定資産税の課税を改善せず。 二重に課税された市民も。

市議会一般質問で4回にわたり、固定資産評価基準に反していることを指摘しましたが、市は改善をしません。日本共産党衆議院本村のぶこ議員同席のもと、総務省自治税務局固定資産鑑定官に名張市の現状を伝え、国、県からも指導をするよう促しています。名張市の杜撰な固定資産評価が原因で、増改築の際に取り壊した家の固定資産税を減額せず、新しく建てた家と二重に課税されていたと相談を受けています。これは、法律違反の疑いもあり、正しい課税を実行し、取りすぎた税は還付することを求めています。

3. 容器包装プラスチックの有料回収。

・市は議会が終了してから表明

伊賀南部環境衛生組合クリーンセンターは、2009年からガス化溶融炉導入し「資源循環型社会」を目指し、ごみを出さないことを掲げ、容器包装リサイクル法に基づき分別回収を実施していました。ところが、名張市は12月議会終了後に「分別を止め、燃やすゴミとして、有料袋にて回収する」「容器包装プラスチック回収を廃止することで3千万円の回収費用が削減できる」と全員協議会で表明しました。

・クリーンセンターは稼働当初から、施設の故障や火災、労災事故が続いている。

2019年7月にはリサイクル施設搬送コンベアの火災が起き、未だ改修はできておらず、複合物は一部民間に有料で搬出しています。火災後の処理作業携わっていた三機化工の職員が汚水ピットに転落する死亡事故が起き、安全

管理が問われています。

クリーンセンターの管理者である三機化工建設は、労災事故を起こした後に労働基準監督署からの勧告を受け、入札資格停止になりました。しかし名張市は、随意契約という形で、三機化工建設に維持管理を委託しようとしています。

・基準値以上の排気ガスを出していたのにデータ偽装していた

施設稼働当初から、排気ガス5項目のそれぞれの制限値を超えて、管理基準以上の数値が出ないようにプログラミング（ピーク時のデータをカット）されていたことが発覚しました。また、手入力の日報においても、ピークカットにより同じ数値が連続する不自然を隠す為に、書き換えていました。施設施工をした三機工業株式会社は契約違反です。損害賠償を検討しています。

・今でも高いゴミ袋！プラゴミ袋有料化はさらなる負担！

名張市の家庭用ゴミ袋は同じクリーンセンター利用の旧青山町より高額です。サイズは5種類ありますが、特大の45リットル10枚で旧青山町は350円ですが名張市は540円です。さらに、かさばるプラゴミを有料袋で回収となれば家計の負担が増えます。

・環境問題に後退は許されない時代

不具合の続く施設にプラゴミを入れて炉の管理ができるのかの懸念があります。また、市はプラスチックゴミの海洋汚染を取り沙汰していますが、環境問題の観点からも、プラゴミは燃やせばいいというものではありません。

これまでの資源循環型社会をめざす政策に逆行し、回収費用の削減と、家庭ゴミ袋の売り上げを増やす、市財政の為の方針が透けて見えます。市はこれから住民説明をすることです。政策矛盾を追及し、納得のいく政策を求めていきましょう。

立憲主義を壊し、うそと誤魔化しを繰り返し、国政・税金の私物化が著しい安倍政権に追随するかのような名張市を、住民の声と行動で真っ当にしていく為、皆さん力を合わせていきましょう！今年も全力で頑張ります。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

「名張市情報公開条例」改悪!! 黒塗り、のり弁の資料が増える!!

- 情報公開制度とは、「市民の知る権利に基づく情報公開権を保障」することを通じて、「一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保することを目的とする」ものです。
- 公文書は原則公開、規定されている不開示情報以外はすべて公開することが義務付けられています。

市は「行政の保有する情報の公開に関する法律にのっとり、同法に定める国の行政機関における情報公開制度に準じて、公文書の公開の請求に係る規定を整備するほか、情報公開制度の適正な運用を図るために必要な事項を定めようとする」としています。しかし、制定された条例は、国の情報公開法が規定していないものまで規定しようとする事項が含まれています。

1 <公開を請求する権利の濫用を禁止する> 規定が加えられている

条例5条で「何人も、この条例の定めるところにより、実施期間に対し当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる」としつつ、2項でわざわざ「何人も、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利の濫用をしてはならない」と濫用禁止の規定が入っています。情報公開法第3条には、「当該行政機関の保有する行政文書を請求することができる」とするのみで、名張市の2項のような規定はありません。

三 原「何を持って濫用と判断するのか」

市民部「仕事の邪魔を意図的にするや、職員への威圧」「請求しても閲覧をしない」

三 原「濫用とする判断はどう決めるのか」

市民部「運用基準をつくり、各所属で決定する」

三 原「市民からは、何が濫用にあたるかわからない、極めて行政側の主觀で決まってしまう」

(ちなみに三重県の濫用の規定は、開示請求者が、その情報を濫用して県民の生活や企業活動を不当に侵害したり、特定の利益を享受し社会的不公正を起こすなど、この条例によって開示された情報が不適正に使用されたことが認められる場合、実施機関は厳重に注意するとともに、以後その者からの請求に対しては、権利濫用を理由とする非開示処分の検討を行う。と解釈及び運用で明記しています。)

国も含む行政組織とは、〈正当に選挙された国会・議会における代表者を通じて制定された法律・条例に基づくもの〉でなければなりません。行政の執行機関である長以下公務員は、国民・住民が命じた内容たる法律・条例を国民・



住民の期待通り実施しなければならず、公務員の都合による独自の解釈によって、法律・条例の趣旨に反する職務を遂行することは許されません。法律や条例によってその権限を統制されるのは、住民ではなく、執行機関たる長以下公務員です。

2 <第三者に対する保護> の名目で公開の機会または範囲が狭まる

情報公開制度の趣旨は、行政文書は原則公開・例外非公開です。このことから第三者情報が記載された行政文書といえども公開が原則です。ただし情報公開法では、〈第三者に何らかの否定的影響が発生する可能性がある〉場合には、「その第三者に意見書を提出する機会を与えることができる」として、実施機関にその裁量をゆだねています。

しかし、名張市の条例では、「意見書を提出する機会を与えなければならない」と、意見書提出の機会の付与が義務化しています。その結果、第三者から提出された意見書に一言でも状況公開に消極的な意見が存在していれば、非公開とする可能性が高くなります。

法人等都合の悪い事は拒否することは明らかで、「営業の自由」等の保護が優先され、「市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障することを通じて、「一層開かれた市政を実現するとともに、行政を公正かつ効率的に推進し、市民の理解と信頼を確保することを目的とした情報公開条例の趣旨に反します。

3 非公開決定の際の理由付記の厳格化を!



行政文書が不存在であった時、情報公開請求に係る行政文章は作成されたか作成されていないのか、作成されたが、その後破棄されたのかなど、具体的に付記することも求めました。

森友学園をめぐる公文書改ざん問題、自衛隊の日報隠し、桜を見る会の参加者名簿破棄など、国の公文書管理、公開について国民の不信が広がっている中で、国民主権と民主主義を守る観点からも情報公開のあり方が問われています。公文書は主権とともに、国民、市民のものです。市の判断で市民からの情報公開請求を制限する条例は制定すべきではありません。